プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 199 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 199 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 27 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における直接償却の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 2 を採用する金融機関における直接償却の取扱いに関する意見）

事務局の提案に賛成する意見

2. 直接償却に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めとあわせて直接償却の方針に関する開示に係る IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の定めを取り入れるという事務局の提案に賛成する。

3. IFRS 第 9 号の定めを取り入れた場合においても、企業のビジネス特性及び会計処理のコストと便益に照らした判断に基づく会計処理が行われると考えられるため、現行実務が変更されない可能性があるという事務局の分析に同意する。

4. IFRS 第 9 号では「金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合」と定められている一方、金融商品会計基準等[1]では「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合」と定められていることについて、日本基準の方が直接償却を行う範囲が狭いとして、現行制度よりも直接償却の対象範囲が広がることを懸念する。最終的には企業の判断に委ねられることが担保され、現行の実務が維持され得ることであれば事務局の提案に賛成する。

その他の意見

5. 直接償却に関する IFRS 第 9 号の定めを日本基準に取り入れる場合、直接償却を行うかど

[1] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

うかは企業の判断に委ねることを前提として、金融機関の目線を一定程度揃える観点から、実務上は税務上の償却基準又は自己査定の部分直接償却のいずれかの基準を基礎とすることが考えられる旨を教育文書で示すべきと考える。その際、債務者単位での自己査定の基準を基礎とする場合には、IFRS 第 9 号は債権単位で予想信用損失を引き当てるため、両者を紐付けるのが困難な可能性があることを念頭に置く必要がある。このため、関連する開示の論点を含めて具体例を示すことを検討すべきと考える。

6. 直接償却に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れる場合には、実務対応の観点から、合理的な予想が変化した場合などに対する具体的な対応を教育文書に記載することを検討すべきと考える。

7. 直接償却に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れる場合には、直接償却の方針に関する開示はセットで求められると理解しているものの、直接償却したが依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高の開示などはその重要性が乏しければ注記を省略できる旨を示すことが望ましいと考える。

以　上